

(別添)

平成17年10月14日

別紙勧告対象業者の代表者 あて

国土交通大臣

北 側 一 雄

## 勧 告 書

貴社は、国土交通省東北地方整備局、関東地方整備局及び北陸地方整備局並びに日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ったとして、今般、公正取引委員会より勧告を受け、同勧告を応諾した。本件は、社会的影響の大きい事案であり、今回の勧告の応諾に至ったことは、極めて遺憾なことである。

貴社においては、今回の事件が公共事業に対する国民の信頼を著しく失墜させたことを重大に受け止め、国民の信頼回復に向けて法令遵守の徹底など社内体制の整備に全力を傾注するとともに、具体的に講じる措置について当職まで速やかに報告するよう、建設業法（昭和24年法律第100号）第41条第1項の規定に基づき勧告する。